

凡 例

- 1 各区分に掲載した商品及び役務の概要を把握し易いよう「各類に属する商品及び役務の概要」の項を設け、政令別表及び国際分類の「一般的注釈」を掲載するとともに、各区分の冒頭部に国際分類の「類別表」を掲載しています。
- 2 本審査基準における商品及び役務の掲載順について
本審査基準は、原則として、各区分における類似群コードの順に基づき掲載しています。
- 3 本審査基準に掲載した商品及び役務の表示について
本審査基準に掲載した商品及び役務の表示にあっては、原則として、省令別表中の表示に基づくところ、実務上の要請に基づき、用途に基づく表示等及び省令別表以外の商品・役務の例示を一部採用しています。

(例)

[用途に基づく表示]

省令別表	第7類	電気洗濯機
審査基準		業務用電気洗濯機
		家庭用電気洗濯機

[機械化システムに対応する表示]

省令別表	第41類	技芸、スポーツ又は知識の教授
審査基準		技芸・スポーツ又は知識の教授

- 4 複数の類似商品（役務）群をまとめた包括概念表示については、その範囲を で囲っています。

5 類似商品・役務審査基準の各類部分の表示の説明（1-21 ページの図中のAからKを参照）

- A 類（区分）
- B 国際分類表の類別表（※1）
- C 太字の有無は商品・役務の上下関係を示す。
- D 類似商品・役務審査基準の商品・役務の英語訳（参考訳）（※2）
- E 類似群コード
- F 類似商品・役務審査基準の商品・役務の英語訳と、同一の英語表示が国際分類表に存在することを示す。
- G 国際分類表掲載の商品・役務に付与されている固有番号
- H 国際分類表において当該用語（英語表記）が一般的な用語であって、他類の商品・役務の表示にも使用されているときに、*を付す。
- I 過去に国際事務局より欠陥の通報の対象とされた英語訳であることを示す。（※3）
- J （四角カッコ）で囲った見出しの商品・役務と同一の類に属し、同一の類似群コードが付与される国際分類表「アルファベット順一覧表」掲載の商品・役務（参考表示）（※4）
- K 同一の類似群コードが付与される商品・役務が[]内に表示した他の類に、審査基準又は国際分類表掲載の参考表示として存在することを示す。
- L 同一の類に属し、上記F及びJ以外の参考となる国際分類表掲載の商品・役務（参考表示）

（※1）「類別表」に記載された商品又は役務は、その商品又はサービスが原則として属する類の範囲をおおむね表示したものであり、必ずしも、商品又は役務の内容及び範囲が明確とはいえず、これをそのまま商品又は役務として指定して出願すること適切ではありませんので、御留意ください。

（※2）本審査基準の商品・役務の英語訳はあくまでも参考訳であり、仮に、その英語訳が国際分類表の「アルファベット順一覧表」に掲載された商品又は役務の表示と同一であったとしても、本審査基準上の商品・役務の包括概念及び類似の範囲と、各国の認識は異なる場合がありますので、御留意ください。

また、本審査基準の商品又は役務は、国際分類上許容される範囲内で各区分の商品又は役務をグループ化（概念括り）し、場合によっては「（・・・を除く。）」又は「（・・・を含む。）」を付す等の調整を行い、可能な範囲内で概念括りした上で包括表示を付しています。国際登録出願を行う際には、国際登録出願願書（MM2 様式）中の第 10 欄「商品及び役務」（GOODS AND SERVICES）に、包括表示である商品・役務の記載をすることも想定されますが、本審査基準の商品又は役務の包括表示の英語訳が、国際登録出願の登録機関である世界知的所有権機関（WIPO）国際事務局及び領域指定する各国で受け入れられない場合もあり得ます。商品又は役務を記載する場合は、本審査基準に新たに参考表示として掲載した国際分類表掲載の商品又は役務の表示を参考にすると、商品又は役務の範囲をより明確にした表示となるよう十分御留意ください。

（※3）本審査基準の商品又は役務の英語訳は、国際事務局に、商品又は役務の表示として必ずしも認められるものとは限りません。当該英語訳中、「（注）」の印を付した英語訳以外であっても、同事務局から欠陥の通報が通知される場合もあることに御留意ください。

（※4）本審査基準に掲載した「アルファベット順一覧表」の商品又は役務は、あくまで参考表示にとどまるものであり、（四角カッコ）で囲った見出しの商品又は役務に必ずしも含まれるものではないことに御留意ください。

第24類

CLASS 24 A

【商品・サービス国際分類表〔第11-2018版〕 類別表（注釈付き）】
 織物及び織物の代用品；
 家庭用リネン製品；
 織物製又はプラスチック製のカーテン。

B

注釈
 第24類には、主として、織物及び家庭用織物製カバーを含む。

省略

省略

フェルト及び不織布

felt and non-woven textile fabrics

16C01 E

国際分類表〔17類〕

- 1 フェルト
- 2 圧縮フェルト
- 織りフェルト

C

felts
 press felt
 woven felt

D

- 2 不織布

F N

non-woven textile fabrics

G

240098

【参考】商品・サービス国際分類表アルファベット順一覧表掲載の表示

フェルト

H felt*

240027

オイルクロス
 ゴム引防水布
 ビニルクロス
 ラバークロス
 レザークロス
 ろ過布

oilcloth
 gummed waterproof cloth
 vinyl coated cloth
 rubberized cloth
 leather cloth
 filtering materials of textile

16C02

I (注)
 N

240105

国際分類表〔16, 22類〕

【参考】商品・サービス国際分類表アルファベット順一覧表掲載の表示

- J オイルクロス（テーブルクロス用のもの）
- 気球用のガス不透性布地

oilcloth for use as tablecloths

240025

fabric, impervious to gases, for aeronautical balloons

240002

省略

織物製テーブルナプキン

N

table napkins of textile

19A05

240076

審査基準〔8, 16, 21類〕 国際分類表〔6, 8, 9, 16, 20, 21類〕

【参考】商品・サービス国際分類表アルファベット順一覧表掲載の表示

- 織物製食卓マット
- 織物製テーブルナプキン
- 織物製コースター
- 織物製のテーブルマット

place mats of textile
 serviettes of textile
 coasters of textile
 tablemats of textile

K

240113

240076

240096

240097

L

省略

【参考】第24類のその他の商品・サービス国際分類表アルファベット順一覧表掲載の表示

- 印刷機用織物製ブランケット
- 生地

printers' blankets of textile 09A11

240106

textile material 16A01 16A03 16B01 16C01

240012